

2017年 安全報告書



富士急山梨バス株式会社

富士急山梨バスでは、「運輸安全マネジメント」に基づき、全社員が一丸となって、以下のとおり輸送の安全確保に取り組んでいます。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

＜安全方針＞

1. 一致協力して輸送の安全に努めます。
2. 輸送の安全に関する法令及びこれに関連する規程をよく理解する規程（以下「法令等」という）をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
3. 常に、輸送の安全に関する状況を理解するように努めます。
4. 職務の実施にあたり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のあるときは最も安全と思われる取扱いをします。
5. 事故、又は事故の恐れのある事態、災害その他輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがある事態（以下、事故・災害等という）が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全で適切な処置をとります。
6. 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保します。
7. 常に問題意識をもち、必要な変革に果敢に挑戦します。

富士急山梨バス株式会社
代表取締役社長 古屋 毅

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

(1) 安全目標

■ 2016年度の輸送の安全に関する目標に対する達成状況

①重大責任事故	0件	実績	0件
②車内人身事故	0件	実績	0件
③責任事故	前年比半減（5件）	実績	22件（未達成）
④飲酒運転	0件	実績	0件

■ 2017年度の輸送の安全に関する目標

①重大責任事故	0件
②車内人身事故	0件
③責任事故	前年比半減（前年22件）
④飲酒運転	0件

(2) 輸送の安全に関する重点施策（平成29年度）

①安全スローガン

- ・いつも「平常心」、忙しい時こそ感謝の気持ちと一呼吸
- ・いつも「細心の注意」、回送とバックの時こそプロの本領発揮

②運行管理者による弛まぬ工夫と強い指導

- ・安全に対する取り組みに、絶え間ない工夫と妥協のない指導。
- ・職場の労務管理の徹底と適切な運行管理の推進

③安全確保のためのハード面の充実（継続的投資）

④乗務員教育の充実ときめ細かいサポート体制の構築

- ・ドライブレコーダーによる情報共有
- ・教育訓練車の活用による運転特性の把握と指導
- ・新人への声かけ励行
- ・緊急時対応訓練の実施

⑤職場の健康管理・労務管理の徹底と環境づくり

- ・乗務員の健康診断の確実な実施と健康状態の把握
- ・産業医による健康相談への積極的参加を推進

- ・脳ドッグ、SASスクリーニング検査等の受診による健康起因事故の未然防止

3. 2016年度の自動車事故報告規則第2条に規定する事故

平成28年4月1日～平成29年3月31日の間にはありません。

4. 輸送の安全のために講じた措置および講じようとする措置

輸送の安全を確保するため、会議や安全運動等を通し、情報共有、情報交換を定期的に行うことにより安全に対する共通の意識を全グループ全および全営業所で統一化しています。

(1) 会議

- ①毎月1回、安全統括管理者主催の「安全会議」を開催します。会議メンバーは、社長以下、安全統括管理者、経営管理部門である業務部長、管理部長、営業部長、現業部門として営業所長、統括運行管理者で構成され、当月に発生した事故分析、安全管理体制のチェック、運輸安全マネジメントの進捗状況等の確認をします。
- ②定期的に富士急行本社において富士急グループ全体の「安全会議」が開催され、経営幹部による安全対策に関する情報交換や、各種安全対策について協議を行います。
- ③毎月1回、富士急行本社において各社合同の「統括運行管理者会議」が開催され、事故発生状況や原因の分析、重要なヒヤリハット情報等を共有し、事故の未然防止を図っています。
- ④乗務員の班編成を行い、必要に応じ班別に会議を開き、事故原因の分析や、どうすれば回避できたか等について議論し、KYT（危険予知トレーニング）の一環として活用を図っています。
- ⑤産業医出席の「安全衛生委員会」を毎月開催し、運転士の健康管理や職場の安全管理体制等について協議し、日常の指導に活用を図っています。

(2) 設備投資等

- ①平成28年度車両の導入 15両（乗合8両、高速4両、貸切3両）
- ②乗合を除く高速・貸切全車両へのIP無線全車両搭載

※迅速な指示、位地情報把握、運行スピード等のチェック

高速全 48 台、貸切全 53 台

- ③PCS（衝突被害軽減ブレーキ）の新車両への導入 7 台（新車）
- ④車両ふらつき警報（合計：高速 17 台、貸切 8 台）
- ⑤モービルアイ（合計：高速 27 台、貸切 6 台）

（3）安全に対する運動等

- ①4月上旬 春の全国交通安全運動
- ②4月下旬～5月上旬 ゴールデンウィークの事故防止運動
- ③7月下旬～8月下旬 夏季輸送、安全・サービス向上運動
- ④9月下旬 秋の全国交通安全運動
- ⑤12月上旬～1月下旬 年末年始輸送安全総点検
- ⑥社長及び安全統括管理者による職場巡視
- ⑦営業所長による早朝点呼立会い

（4）内部監査

①計画

本社管理部門、営業所・・・年 1 回実施します。

②監査要員

富士急行（株）交通事業部安全 CS 担当者 2 名、および当社担当者 1 名を内部監査員に選任し、厳正な監査を実施します。

また、選任者については、定期的監査講習を受講させます。

③監査目的

- ・関係法令や安全管理規程等への適合性のチェック
- ・安全重点施策に掲げた目標の達成状況のチェック
- ・安全マネジメントレビューにおいて P・D・C・A サイクルが有効的に活用、また改善策が講じられているかチェック

5. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

- （1） 新人乗務員に対しては、運転士に対し年間教育計画に基づき教育を実施しています。新入乗務員については、専属の指導員が付き添い、乗務時間、乗務キロ及び当人の熟練度を勘案した教育を行います。また、富士急行（株）において富士急グループの新採用バス乗務員を対象に、法令関係、安全教育、運転技術、走行訓練等を行う「新採用乗務員研修」を

実施するとともに、定期的なフォロー研修を継続して実施するプログラムにより、新人乗務員の技術向上に努めています。

- (2) 富士急グループのバス事故惹起者を対象に、富士急行（株）において事故原因の分析や技術指導を中心とした「事故惹起乗務員研修」を実施し、事故の再発防止に努めております。
- (3) 自動車安全運転センター（安全運転中央研修所）へ毎年運転士を派遣し、運転技術や安全意識の向上を図っています。
- (4) 運転適性診断やドライブレコーダー、デジタルタコグラフを活用した安全運転教育を実施しているほか、冬山教育など個人や地域の特性に対応した研修を適時実施しています。
- (5) その他、事故防止やCS向上にかかわる様々な教育や施策を随時実施してまいります。
 - ・集合教育の実施（年1回）
 - ・管理部門の安全マネジメント研修
 - ・事故・苦情惹起者教育（都度）
 - ・新入乗務員の冬期研修（チェーン脱着と悪路走行等）
 - ・教育訓練車による運転特性の把握と指導（年1回）
 - ・管理者による街頭・添乗監査指導教育（都度）
 - ・会社幹部による早朝点呼

6. 輸送の安全に係わる内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

平成29年3月に内部監査を実施したところ、安全管理体制や安全への取り組みについて、適合性および有効性に問題となる事項はありません。

7. 安全管理規程

別添「安全管理規程」参照

8. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

別添「安全管理体制図」「緊急連絡系統図」参照

9. 安全統括管理者

執行役員 営業部長兼業務部長 池田登志治

以 上

安全管理規程

目次

第一章	総則
第二章	輸送の安全を確保する為の事業の 運営方針
第三章	輸送の安全を確保する為の事業の 実施及び管理体制
第四章	輸送の安全を確保する為の事業の 実施及びその管理方法

富士急山梨バス株式会社

平成 18 年 12 月 1 日制定

平成 22 年 11 月 10 日改定

平成 25 年 4 月 1 日改定

平成 27 年 4 月 13 日改定

平成 29 年 4 月 25 日改定

富士急山梨バス株式会社 安全管理規定

目 次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運用方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この安全管理規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事業の運営の方針、事業の実施及び管理体制、方法を定めることにより、安全管理体制を確立し、輸送の安全の維持及び向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全確保をするための事業の運営方針

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長及び役員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内に置いて輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。又現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定（P）、実行（D）、チェック（C）、改善（A）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全性の向上に努める。又、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

3 社長、役員及び社員（以下「社員等」という）の安全方針は、次に掲げるとおりとする。

一 一致協力して輸送の安全に努めます。

- 二 輸送の安全に関する法令及びこれに関連する規程をよく理解する規程（以下「法令等」という）をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
- 三 常に、輸送の安全に関する状況を理解するように努めます。
- 四 職務の実施にあたり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のあるときは最も安全と思われる取扱いをします。
- 五 事故、又は事故の恐れのある事態、災害その他輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがある事態（以下、事故・災害等という）が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全で適切な処置をとります。
- 六 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保します。
- 七 常に問題意識をもち、必要な変革に果敢に挑戦します。

（輸送の安全に関する重点施策）

第四条 前条の安全方針に基づき、次に掲げる事項を重点的に実施する。

- 一 安全スローガン
 - ・いつも「平常心」、忙しい時こそ感謝の気持ちと一呼吸
 - ・いつも「細心の注意」、回送とバックの時こそプロの本領発揮
 - 二 運行管理者による弛まぬ工夫と強い指導
 - ・安全に対する取り組みに、絶え間ない工夫と妥協のない指導。
 - ・職場の労務管理の徹底と適切な運行管理の推進
 - 三 安全確保のためのハード面の充実（継続的投資）
 - 四 乗務員教育の充実ときめ細かいサポート体制の構築
 - ・ドライブレコーダーによる情報共有
 - ・教育訓練車の活用による運転特性の把握と指導
 - ・新人への声かけ励行
 - ・緊急時対応訓練の実施
 - 五 職場の健康管理・労務管理の徹底と環境づくり
 - ・乗務員の健康診断の確実な実施と健康状態の把握
 - ・産業医による健康相談への積極的参加を推進
 - ・脳ドッグ、SASスクリーニング検査等の受診による健康起因事故の未然防止
- 2 グループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 前条に掲げる重点施策に基づき、年次目標を策定する。

平成29年度目標策定

[区 分] [目 標]

- | | |
|---------|-----------------|
| ①重大責任事故 | 0件 |
| ②車内人身事故 | 0件 |
| ③責任事故 | 半減(前年度22件の半減以下) |
| ④飲酒運転 | 0件 |

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。

- 2 社長及び役員は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長及び役員は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長及び役員は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行なう。
- 5 社長及び役員は、マネジメントレビューを実施する。

(社内組織)

第八条 安全の確保に関する体制は、各々の責任者の役割及び権限は、次に掲げるとおりとする。

- 一 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
 - 二 統括運行管理者は、安全統括管理者の指揮の下、運行に関する事項を統括する。
 - 三 運行管理者は、統括運行管理者の指揮の下、運転士の資質保持に関する事項を管理する。
 - 四 整備管理者は、安全統括管理者の指揮の下、車両の管理に関する業務を統括する。
- 2 安全・CS担当は安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し安

- 全統括管理者を補佐する。
- 3 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し、当該営業所員を統括し、指導監督を行う。
 - 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、火災等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

（安全統括管理者の選任及び解任）

- 第九条 会社は、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第47条の5に規定する要件を満たす者を安全統括管理者に選任する。
- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当になったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 人事異動等により安全統括管理者の要件を満たさなくなったとき。
 - 二 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 三 身体の故障その他のやむを得ない事由により業務を引続き行うことが困難になったとき。
 - 四 関係法令等の違反する等により、安全統括管理者としてその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

（安全統括管理者の責務）

- 第十条 社長は、安全管理体制の適切な運営、事業者内部への安全優先意識の徹底を実行する観点から、安全統括管理者には、次に掲げる責任・権限を具体的に与える。
- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
 - 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
 - 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
 - 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
 - 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長に報告すること。
 - 六 社長に対し、輸送の安全の確保についての、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
 - 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。

八 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。

九 その他の輸送安全の確保に関する統括管理を行うこと。

(安全・CS担当の責務)

第十一条 安全・CS担当は安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し、安全統括管理者を補佐する。

(営業所長の責務)

第十二条 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し、所内を統括し、指導監督を行う。

(管理部長の責務)

第十三条 管理部長は要員計画その他必要な計画の検討にあたり、社員、設備の状況その他の事項を総合的に勘案し、安全性及びその実現可能性の検証を行う。

第十四条 管理部長は、予算計画、その他必要な計画の検討に当り、社員、設備の状況その他の事項を総合的に勘案し、安全性及びその実現可能性の検証を行う。

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十五条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報〔ヒヤリハット等〕の共有及び伝達)

第十六条 安全統括管理者と営業所との間、運行管理者と運転者との間等における双方の意思疎通を十分に行い、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十七条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。・・・現場からの第1報マニユ

アル別添

- 2 事故、災害等に関する報告が安全統括管理者、社長及び、社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十八条 業務部長は第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修について適宜に実施しなければならない。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十九条 安全統括管理者は、実施責任者を指名して、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。又、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められた場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長及び担当役員に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第二十条 社長は安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第二十一条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等の実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度外部に対し公表する。

- 2 運送規則第47条の7に基づき、輸送の安全確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第二十二条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 第二項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

添付書類

- ・安全管理体制組織図
- ・緊急連絡系統図

付則

- 1 本規程は、平成18年12月 1日に制定
- 2 本規程は、平成22年11月10日に改定
- 3 本規程は、平成25年 4月 1日に改定
- 4 本規定は、平成27年 4月13日に改定
- 5 本規定は、平成29年 4月25日に改定

以 上